

津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター規程（以下「テクノセンター規程」という。）第7条に基づき津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「テクノセンター」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 テクノセンターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 民間等の共同研究者
- (2) 技術相談等のための来訪者
- (3) テクノセンターで開催される行事等への参加者
- (4) 本校の職員、学生及び研究生等
- (5) その他テクノセンター長が適当であると認めた者

(利用手続き)

第3条 テクノセンターの施設及び設備を利用しようとする者は、別紙様式1のテクノセンター利用申請書をテクノセンター長に提出し、許可を得なければならない。

テクノセンターの施設及び設備を利用した者は、別紙様式2のテクノセンター利用報告書をテクノセンター長に提出しなければならない。

ただし、本校職員が、平日の勤務時間内に利用する場合は、利用申請書及び利用報告書の提出を省略することができる。

第4条 前条の許可を得て施設又は設備を利用した者は、テクノセンター備え付けの別紙様式3の施設・設備使用簿に記録しなければならない。

(機器の搬入及び搬出)

第5条 利用者が、機器を搬入するときは、あらかじめテクノセンター長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者が当該機器の利用を終了したときは、速やかにこれを搬出しなければならない。

3 機器の搬入及び搬出に要する経費は、当該利用者の負担とする。

(利用の取消等)

第6条 テクノセンター長は、利用者がこの要項に違反したとき、又はテクノセンターの運営に支障を生じさせるおそれがあるときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を停止させることができる

(経費の負担)

第7条 利用者（本校の教職員、学生及び研究生等を除く。）は当該利用に係る経費を負担するものとする。

2 前項の経費及び負担方法は別に定める。

(損害賠償)

第8条 利用者が、故意又は重大な過失により設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を負担しなければならない。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、テクノセンターの利用に関し必要な事項は、テクノセンター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年5月25日から施行する。